

吹田市子供の移動経路安全推進会議設置要領

(目的)

第1条 吹田市子供の移動経路交通安全プログラムに基づき、「通学路」及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路」(以下、両者を併せて「子供の移動経路」という。)並びにそれに至る道路の安全確保に向けた取組(以下「安全対策等」という。)を継続的に行うため、関係機関の連携を図ることを目的に、吹田市子供の移動経路安全推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要領において、通学路とは児童等が通学のため通常使用する経路で、校長が指定した道路をいう。

(議事に関する事項)

第3条 推進会議における議事の事項は次のとおりとする。

- (1)子供の移動経路点検結果、安全対策等の内容及び改善に関する事項
- (2)合同点検の実施に関する事項
- (3)安全対策等の進捗に関する事項
- (4)関係機関及び団体の実施する事業に関する事項

(組織)

第4条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 推進会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる機関及び団体の代表者若しくは代表者から委任を受けた者で組織し、市長が選任する。

- (1)大阪府茨木土木事務所
- (2)吹田警察署
- (3)吹田市
- (4)吹田市立小学校校長会
- (5)吹田市PTA協議会

3 吹田市を構成する委員は、別表に掲げる者とする。ただし、代理出席は妨げない。

4 委員の任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じたときの代理委員の任期は、前任者の残任期

間とする。

- 6 推進会議にはオブザーバーを置くことができるものとする。
- 7 推進会議に会長及び副会長を置くものとし、会長は吹田市土木部総務交通室長を、副会長は吹田市学校教育部学校教育室長を充てる。

(会長及び副会長)

第5条 会長は推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 会長は、推進会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職を代理する。

(推進会議)

第6条 推進会議は会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員の報償は無償とする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は吹田市土木部総務交通室、吹田市学校教育部学校教育室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、推進会議の構成及び運営に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則 平成27年7月1日制定

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年4月1日から施行する。